

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASBが、IFRS第13号の適用後レビューの一環として情報提供の要請を公表

目次

なぜRFIが公表されたか？

第1段階のコンサルテーション

情報提供の要請

コメント期限

本IFRS in Focus は、国際会計基準審議会(IASB)によってIFRS第13号の適用後レビュー(PIR)の一環として公表された情報提供の要請(RFI)を要約したものである。

要点

- IFRS第13号は概ね良好に機能していることを示すPIRの第1段階からのフィードバック
- 第1段階のレビューでは、IASBのより深い検討のための4つの主要な領域が強調された。
 - (i) レベル3の公正価値測定に関する情報の有効性、特に一般的な「ボイラープレートな」文言の使用および情報の不適切な集約
 - (ii) 子会社、共同支配企業および関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定
 - (iii) 非金融資産グループへの最有効使用の概念の適用方法
 - (iv) 市場が活発であるかどうか、観察不能なインプットが重大であるかどうかを評価する時に直面する問題
- また、RFIでは、生物資産や相場価格のない資本性金融商品の公正価値の決定方法に関する教育的なガイダンスが必要か否かについてもコメントを求めている。
- RFIへの回答は、2017年9月15日までである。

なぜRFIが公表されたか？

RFIは、IFRS第13号に関する情報収集プロセスの一環である。

第1段階のコンサルテーション

PIRの第1段階において、IASBスタッフは、IASBの資料およびIFRS解釈指針委員会への要望をレビューし、作成者、投資家、監査人、評価者、規制当局および各国基準設定主体と協議し、学術研究をレビューした。

この段階の結果では、IFRS第13号は概ね良好に機能しているものの、4つの領域についてIASBがさらなる検討を行うことになった。これら4つの領域がRFIの焦点である。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

情報提供の要請

RFIの焦点およびさらなる評価のIASBの目的は以下のとおりである。

1. 効果的な開示

一部の作成者は、レベル3の公正価値測定の開示要求は、煩雑かつ彼らの事業の管理方法を反映していないと考えている。これらの作成者は、投資家に対するそのような情報の有用性に疑問を呈している。さらに、多くの利用者は、公正価値測定の開示は一般的過ぎて企業固有の価値が不足しており、いくつかの情報は別個に開示しなければならない場合に、集約されていると考えている。

IASBは、公正価値測定の開示の有効性に関する利害関係者の視点をより深く理解するための情報を求めている。

2. 子会社、共同支配企業および関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定

問題の核心は、公正価値測定はレベル1のインプットと会計単位のどちらが優先されるのかにある。この論点は、2014年9月に公表された公開草案「子会社、共同支配企業および関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(ED)において、以前IASBによって検討されていた。EDに対する多くの回答者は、会計単位は投資全体であるものの、相場価格に数量を乗じた(P×Q)測定基礎の提案には反対した。彼らは、そのような測定は投資の会計単位と整合的ではなく、そのため投資の公正価値を忠実に表すものではないと考えている。

RFIにおいて、IASBは、すでにこの領域において実施された作業を補完するための追加情報を求めている。

3. 非金融資産グループに対する最有効使用の概念の適用

一部の利害関係者は、資産の評価の前提が、主に他の資産または負債と組み合わせて使用され、グループ内のなんらかの資産の最有効使用が現在の使用とは異なっている場合の非金融資産の公正価値の決定に苦労した。これらの利害関係者は、この測定基礎は、残存価値法を使用する場合に、直感的ではない結果につながる可能性があるとして述べた。一般的な例は、住宅地開発に利用できる農地があるような郊外に位置する農場である。土地と一緒に評価された農家および他の非金融資産は、残存価値法を使用するとすべてではないものの公正価値の重要な割合が土地に配賦されるため、しばしばゼロ評価となる。

RFIにおいて、IASBは、この概念の適用に係る課題やこれら課題が広範であるかを理解するための情報を求めている。

4. 判断の際に直面する問題

一部の利害関係者は、市場が活発かどうか、観察不能なインプットが重大かどうかを評価することは困難であると感じている。

RFIにおいて、IASBは、特定の状況における判断の適用に関する課題、およびそれら課題に対処するのに役立つサポートを評価するために有用な情報を求めている。

また、RFIでは、生物資産および活発な市場や市場そのものがないような相場価格のない資本性金融商品の公正価値の決定方法に関する教育的なガイダンスが必要か否かについてもコメントを求めている。

回答者にはその他の関連する問題についてもコメントが推奨されている。

コメント期間

RFIへのコメントは2017年9月15日までである。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited